◆業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)令和6年度第1四半期

整理 番号	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(稅込)	契約日	根拠法令	<u>随意契約理由</u> <u>(随意契約理由番号)</u>
1	令和6年度 大阪広域環境施設組合あべのルシアス庁舎清掃業務委託	建物等清掃	近鉄ファシリティーズ (株)	904,882	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 4
2	令和6年度 西淀工場電子計算機保守業務委託	情報処理	富士電機(株)	4,378,000	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 3
3	令和6年度 八尾工場電子計算機保守業務委託	情報処理	富士電機(株)	4,378,000	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 3
4	令和6年度 舞洲工場電子計算機保守業務委託	情報処理	(株)日立ハイテクソリュー ションズ	6,105,000	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 3
5	令和6年度 平野工場電子計算機保守業務委託	情報処理	横河ソリューションサー ビス(株)	5,060,000	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 3
6	令和6年度 東淀工場電子計算機保守業務委託	情報処理	(株)日立ハイテクソリュー ションズ	5,093,000	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 3
7	令和6年度 西淀工場エレベータ保守業務委託	機械設備等保守 点検	東芝エレベータ(株)	1,518,000	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 3
8	令和6年度 八尾工場エレベータ保守業務委託	機械設備等保守 点検	日本エレベーター製造 (株)	1,584,000	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 3
9	令和6年度 舞洲工場エレベータ保守業務委託	機械設備等保守 点検	東芝エレベータ(株)	4,313,760	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 3
10	令和6年度 平野工場エレベータ保守業務委託	機械設備等保守 点検	日本エレベーター製造 (株)	3,643,200	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 3
11	令和6年度 東淀工場エレベータ保守業務委託	機械設備等保守 点検	日本エレベーター製造 (株)	2,946,900	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 3
12	令和6年度施設見学予約受付システムサービス利 用業務委託	情報処理	富士テレコム(株)	3,578,850	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 4
13	各システム環境更新作業業務委託	情報処理	富士テレコム(株)	14,348,400	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 4

◆業務委託契約案件における随意契約 (特名随意契約) の結果について (少額随意契約を除く) 令和6年度第1四半期

整理 番号	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	<u>随意契約理由</u> <u>(随意契約理由番号)</u>
14	令和6年度大阪広域環境施設組合庁内情報ネットワークシステムサービス利用業務委託	情報処理	(株)オプテージ	36,258,618	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 4
15	令和6年度焼却工場自動計量システムサービス利 用業務委託	情報処理	富士通Japan (株)	27,000,600	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 4
16	焼却工場自動計量システム更新作業業務委託	情報処理	富士通Japan (株)	52,477,260	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 4
17	令和6年度大阪広域環境施設組合電子入札シ ステムサービス利用業務委託	情報処理	(株)日立システム ズ	1,887,600	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第6号	G 28
18	令和6年度財務会計システム及び人事給与システムサービス利用業務委託	情報処理	日本電気(株)	22,734,756	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 4
19	令和6年度統一的な基準による地方公会計における財 務書類作成等支援業務委託	情報処理	(株)ニシオカ	726,000	令和6年5月10日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 4
20	人事給与システム定額減税対応業務委託	情報処理	日本電気(株)	2,169,200	令和6年5月15日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 4
21	大阪広域環境施設組合 財務会計・人事給与システム 更新作業業務委託	情報処理	日本電気(株)	101,679,600	令和6年5月16日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 4

1 案件名称

令和6年度 大阪広域環境施設組合あべのルシアス庁舎清掃業務委託

2 契約の相手方

近鉄ファシリティーズ株式会社

3 随意契約理由

あべのルシアス (11 階・12 階) を大阪広域環境施設組合事務局庁舎として使用する にあたり、同ビルを賃借する際の条件の1つとして、賃室内の清掃は同ビルの管理者 である株式会社きんえいの指定する業者と直接契約することとなっている。

以上の理由から、株式会社きんえいの指定業者である近鉄ファシリティーズ株式会 社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務部総務課 (電話 06-6630-3107)

1 案件名称

令和6年度 西淀工場電子計算機保守業務委託

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 随意契約理由

本保守業務委託は、西淀工場における運転制御装置の中枢部である、電子計算機システムの予防保全及び故障時の緊急対応を目的に実施するものである。

本電子計算機システムは、富士電機株式会社の独自の技術により設計・製作されたものである。

本保守業務を実施するためには、電子計算機単体だけでなく、他の制御機器との接続方法、制御内容、各種周辺機器との接続方法等を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならず、本システムを設計・製作した会社以外では技術的な対応が不可能である。

したがって、本保守業務委託を実施することができるのは、富士電機株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場 (電話番号06-6472-3000)

1 案件名称

令和6年度 八尾工場電子計算機保守業務委託

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 随意契約理由

本保守業務委託は、八尾工場における運転制御装置の中枢部である、電子計算機の 予防保全及び故障時の緊急対応を目的に実施するものである。

本電子計算機システムは、富士電機株式会社の独自の技術により設計・製作されたものである。

本保守業務を実施するためには、電子計算機単体だけでなく、他の制御機器との接続方法、制御内容、各種周辺機器との接続方法等を理論的・経験的に知悉した上で行わなければならず、本システムを設計・製作した会社以外では技術的な対応が不可能である。

したがって、本保守業務委託を実施することができるのは、富士電機株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 (電話番号072-923-4226)

1 案件名称

令和6年度 舞洲工場電子計算機保守業務委託

2 契約の相手方

(株) 日立ハイテクソリューションズ 関西支店

3 随意契約理由

本保守業務委託は、舞洲工場における運転制御装置の中枢部である電子計算機の予防保全及び故障時等の緊急対応を目的に実施するものである。舞洲工場の電子計算機は(株)日立ハイテクソリューションズが当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

保守業務を実施するためには、電子計算機単体についてだけでなく、他の制御機器との接続内容や取り合い等を熟知している必要がある。

この条件を満たすのは本設備を設計・製作した(株)日立ハイテクソリューションズのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場 (電話番号 06-6463-4153)

1 案件名称

令和6年度 平野工場電子計算機保守業務委託

2 契約相手方

横河ソリューションサービス株式会社

3 随意契約理由

本保守業務委託は、当工場における運転制御装置の中枢部である電子計算機の予防保全と故障時の緊急対応を目的に実施するものである。

本電子計算機は、横河電機株式会社の独自の技術により設計・製作されており、部品についても独自の技術で製作されたものである。保守業務を実施するためには、電子計算機単体についてだけでなく、他の制御機器との接続内容や取り合い等を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本電子計算機を設計・製作した会社以外では技術面での対応が不可能である。したがって、本保守業務を実施することができるのは、横河電機株式会社より販売・サービスを承継している横河ソリューションサービス株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場 (電話番号06-6707-3753)

1 案件名称

令和6年度 東淀工場電子計算機保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立ハイテクソリューションズ

3 随意契約理由

本保守業務委託は、東淀工場における運転制御装置の中枢部である、電子計算機の 予防保全及び故障時の緊急対応を目的に実施するものである。

当工場の電子計算機は株式会社日立ハイテクソリューションズの独自の技術により設計・製作されたものであり、部品についても独自の技術で製作されたものである。本保守業務委託を実施するためには、電子計算機単体だけでなく、他の制御機器との接続方法、制御内容、各種周辺機器との接続方法等を熟知している必要があり、当工場の電子計算機を設計・製作した会社以外では技術面での対応が不可能である。また、運転制御装置の中枢部であることから、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。これらの条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社日立ハイテクソリューションズのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場 (電話番号 06-6327-4541)

1. 案件名称

令和6年度 西淀工場エレベータ保守業務委託

2. 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社

3. 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は、安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、定期的な点検等が義務づけされている。

当工場においては、上記業者が設計製作したエレベータが設置されている。当該エレベータは、ごみの持ち込み並びに工場見学等で一般市民が日常利用する設備であり、エレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託は、故障を極力少なくするうえにおいても必要不可欠な業務である。

エレベータは不測の事態による重大な故障が発生した場合、利用者の安全を 確保するため安全装置が動作後、自動停止し、かご内で外部救出を待つことになっており、保守点検業者による早急な救出や復旧が求められる。

よって、万一の故障時に原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには、当該エレベータの構造を熟知している技術者を常時確保していなければならない。

また、エレベータは、設置業者によって構造・材料及び部品が異なるため、 設置業者以外では問題が発生した際の緊急対応が不可能である。

以上の理由により、本業務委託ができる業者は、当該設備を納入した業者であり、緊急時の対応及び製造業者責任の一元化を図ることができる東芝エレベータ 株式会社のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場 電話番号 06-6472-3000

1. 案件名称

令和6年度 八尾工場エレベータ保守業務委託

2. 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社 大阪営業所

3. 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は、安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、 定期的な点検等が義務づけされている。

当工場においては、上記業者が設計製作したエレベータが設置されている。当該エレベータは、工場見学等で一般市民が日常利用する設備であり、エレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託は、故障を極力少なくするうえにおいても必要不可欠な業務である。

エレベータは不測の事態による重大な故障が発生した場合、利用者の安全を 確保するため安全装置が動作後、自動停止し、かご内で外部救出を待つことになっており、保守点検業者による早急な救出や復旧が求められる。

よって、万一の故障時に原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには、当該エレベータの構造を熟知している技術者を常時確保していなければならない。

また、エレベータは、設備業者によって構造・材料及び部品が異なるため、 設置業者以外では問題が発生した際の緊急対応が不可能である。

以上の理由により、本業務委託ができる業者は、当該設備を納入した業者であり、緊急時の対応及び製造業者責任の一元化を図ることができる日本エレベーター 製造株式会社のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪広域環境施設組合八尾工場 電話番号 072-923-4226

1 案件名称

令和6年度 舞洲工場エレベータ保守業務委託

2 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社

3 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は、安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、 定期的な点検等が義務づけされている。

当工場においては、上記業者が設計製作したエレベータが設置されている。当該 エレベータは、ごみの持ち込み並びに工場見学等で一般市民が日常利用する設備で あり、エレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託は、故障を極 力少なくするうえにおいても必要不可欠な業務である。

エレベータは不測の事態による重大な故障が発生した場合、利用者の安全を確保するため安全装置が動作後、自動停止し、かご内で外部救出を待つことになっており、保守点検業者による早急な救出や復旧が求められる。

よって、万一の故障時に原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには、当該エレベータの構造を熟知している技術者を常時確保していなければならない。また、エレベータは、設備業者によって構造・材料及び部品が異なるため、設置業者以外では問題が発生した際の緊急対応が不可能である。

以上の理由により、本業務委託ができる業者は、当該設備を納入した業者であり、緊急時の対応及び製造業者責任の一元化を図ることができる東芝エレベータ株式会社である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場 (電話番号 06-6463-4153)

1. 案件名称

令和6年度 平野工場エレベータ保守業務委託

2. 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社 大阪営業所

3. 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は、安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、定期的な点検等が義務づけされている。当工場においては、上記業者が設計製作したエレベータが設置されている。

当該エレベータは、ごみの持ち込み並びに工場見学等で一般市民が日常利用する設備であり、エレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託は、故障を極力少なくするうえにおいても必要不可欠な業務である。エレベータは不測の事態による重大な故障が発生した場合、利用者の安全を確保するため安全装置が動作後、自動停止し、かご内で外部救出を待つことになっており、保守点検業者による早急な救出や復旧が求められる。よって、万一の故障時に原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには、当該エレベータの構造を熟知している技術者を常時確保していなければならない。

また、エレベータは、製造業者によって構造・材料及び部品が異なるため、製造業者以外では問題が発生した際の緊急対応が不可能である。

以上の理由により、本業務委託ができる業者は、当該設備を納入した業者であり、緊急時の対応及び製造業者責任の一元化を図ることができる日本エレベーター製造株式会社のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪広域環境施設組合平野工場 電話番号 06-6707-3753

1 案件名称

令和6年度 東淀工場エレベータ保守業務委託

2 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社

3 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は、安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、定期的な点検等が義務づけされている。

当工場においては、上記業者が設計製作したエレベータが設置されている。当該エレベータは、ごみの持ち込み並びに工場見学等で一般市民が日常利用する設備であり、エレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託は、故障を極力少なくするうえにおいても必要不可欠な業務である。

エレベータは不測の事態による重大な故障が発生した場合、利用者の安全を確保 するため安全装置が動作後、自動停止し、かご内で外部救出を待つことになってお り、保守点検業者による早急な救出や復旧が求められる。

よって、万一の故障時に原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには、当該エレベータの構造を熟知している技術者を常時確保していなければならない。また、エレベータは、設備業者によって構造・材料及び部品が異なるため、設置業者以外では問題が発生した際の緊急対応が不可能である。

以上の理由により、本業務委託を履行することができる業者は、当該設備を納入し、緊急時の対応及び製造業者責任の一元化を図ることができる日本エレベーター 製造株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場 (電話番号 06-6327-4541)

1 案件名称

令和6年度 施設見学予約受付システムサービス利用業務委託

2 契約の相手方

富士テレコム株式会社

3 随意契約理由

施設見学予約受付システム(以下「システム」という。)は、舞洲工場の見学予約受付業務に本システムを導入することにより、職員の受付業務の負担軽減を行うほか、見学希望者の利便性の向上を図ることを目的として、平成30年度に導入し、令和元年7月より運用を開始した。本システムのサービス利用に係る契約期間は令和5年度末に満了となるが、今後も見学予約受付業務を行っていくためには、本システムの利用が必要不可欠である。

富士テレコム株式会社は、本システムの全内容を把握している唯一の事業者であり、継続して本システム機能のサービス利用及び保守管理の委託を行っていくには、同社の技術・知識が必要不可欠である。以上のことから、同社との特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3360)

1 案件名称

各システム環境更新作業業務委託

2 契約の相手方

富士テレコム株式会社

3 随意契約理由

施設見学予約受付システムは、舞洲工場の見学予約受付業務にシステムを導入することにより、職員の受付業務の負担軽減を行うほか、見学希望者の利便性の向上を図ることを目的として、平成30年度にシステムを導入し、令和元年7月より運用を開始した。

自己搬入受付システムは、大阪市民、事業者が自ら焼却工場にごみの持込をする際の受付業務及び手数料徴収業務の一部にシステムを導入することにより、職員の業務の負担軽減を行うほか、ごみの持込希望者の利便性の向上を図ることを目的として、令和元年度にシステムを導入し、令和2年10月より運用を開始した。

各システムは、予約希望者がパソコンやスマートフォン等で予約、受付票や受付一 覧表の作成、スケジュール管理等を行っており、組合事業に不可欠なシステムとなっ ている。

本業務は各システムについて、令和6年6月末にサポートが終了となるシステム サーバの08及びミドルウェアを更新し、各システムを今後も維持していくための環 境移行を行うものである。

さらに、自己搬入受付システムにおいては、ごみ処分手数料の領収書をレシートにより発行する機能を備えており、令和6年度中に領収書の発行を手書きからレシートに移行する。そのため、レシートプリンタの設置やインボイス制度に対応するシステム変更及び帳票・レシートの様式を変更する。また、搬入システムにより予約希望者に搬入時の注意事項等を同意させる機能の追加を行う。

富士テレコム株式会社は、各システムの全内容を把握している唯一の事業者であり、継続してシステム機能のサービス利用及び保守管理の委託を行っていくには、同社の技術・知識が必要不可欠である。以上のことから、同社との特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

1 案件名称

令和6年度 大阪広域環境施設組合庁内情報ネットワークシステムサービス利用 業務委託

2 契約の相手方

株式会社オプテージ

3 随意契約理由

大阪広域環境施設組合庁内情報ネットワークシステムは、施設組合の財務会計・人事給与システムを利用するための基盤となるほか、E-メールやインターネット利用等の情報通信の基盤となるもので、株式会社オプテージ(株式会社ケイ・オプティコム当時)により平成26年度に構築され、同事業者が平成27年4月1日以降これまで情報ネットワークシステム機器のサービス提供及び保守管理を行ってきた。

また、この間、ネットワークシステムの安定稼働及びセキュリティレベルの最新化のため、耐用年数を迎えたものから順次再構築及びバージョンアップ作業を同事業者に行わせている。

以上のことから、同事業者は、本システムの全内容を把握している唯一の事業者であり、継続してシステム機能のサービス利用及び保守管理の委託を行っていくには、同事業者の技術・知識が必要不可欠であることから、株式会社オプテージと特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 総務部 総務課 (電話番号 06-6630-3185)

1 案件名称

令和6年度 焼却工場自動計量システムサービス利用業務委託

2 契約の相手方

富士通Japan株式会社

3 随意契約理由

自動計量システム(以下「システム」という。)は、搬入受付業務等の計量業務の自動化を図り、人的資源を有効に活用することにより、事業を効率的かつ効果的に進めることを目的として平成30年度に導入され、令和元年度より運用が開始された。本システムは焼却工場等の各拠点間をオンライン化することにより、搬入出量の把握や搬入出状況等の情報を一元管理しており、本組合の事業に不可欠となっているため、本システムのサービス利用に係る契約期間は令和5年度末に満了となるが、計量業務の自動化を今後も維持していくことが必要である。

富士通Japan株式会社は、本システムの全内容を把握している唯一の事業者であり、継続して本システム機能のサービス利用及び保守管理を行っていくためには、同社の技術・知識が必要不可欠である。以上のことから、同社との特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3360)

1 案件名称

焼却工場自動計量システム更新作業業務委託

2 契約の相手方

富士通Japan株式会社

3 随意契約理由

自動計量システム(以下「システム」という。)は、搬入受付業務等の計量業務の 自動化を図り、人的資源を有効に活用することにより事業を効率的かつ効果的に進 めることを目的として平成30年度に導入され、令和元年度より運用が開始された。 本システムは焼却工場等の各拠点間をオンライン化することにより、搬入出量の把 握や搬入出状況等の情報を一元管理しており、本組合の事業に不可欠となっている。 本件は、令和6年6月末にサポートが終了する本システムのパッケージソフトウ ェアについて、焼却工場等の各拠点において、後継の新システムへの更新を行うも のである。

なお、新システムの更新に必要なプログラムの開発、及びテスト等の環境整備は 先んじて令和5年度に実施している。

富士通Japan株式会社は、本システムの全内容を把握している唯一の事業者であり、継続して本システム機能のサービス利用及び保守管理の委託を行っていくには、同社の技術・知識が必要不可欠である。以上のことから、同社との特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大坂広域環境施設組合 施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3360)

1. 案件名称

令和6年度 大阪広域環境施設組合電子入札システムサービス利用業務委託

2. 契約の相手方

株式会社日立システムズ

3. 随意契約理由

本組合における電子入札については、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムを基に、株式会社日立システムズがカスタマイズしたクラウドサービスによる電子入札システムを導入し、インターネットを介して入札情報の入手や入札書の提出等を行い、入札の透明性や公平性の確保を図ることを目的に、同事業者が平成28年度以降これまで同システムのサービス提供を行ってきた。

引き続き事業を実施するにおいて、同事業者以外に実施させた場合、新たに システムのカスタマイズ等を行うことにより、導入費や業務量等、総合的なコ ストの増大やシステムの安定した稼働の検証が必要となる。

一方で、現に履行中の同事業者に引き続き実施させた場合、安定的かつ円滑な稼働環境を確保でき、また経費の節減も図れることから、本組合にとって有利と認められるため、株式会社日立システムズと随意契約を行う。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5. 担当部署

大阪広域環境施設組合 総務部 経理課 (電話番号 06-6630-3349)

1 案件名称

令和6年度 財務会計システム及び人事給与システムサービス利用業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社

3 随意契約理由

大阪広域環境施設組合(以下、「本組合」という。)が特別地方公共団体として事業を実施するにあたり、財務会計業務については予算編成から執行、決算等の業務を行うほか、複式簿記・発生主義の考え方を取り入れた新地方公会計方式(基準モデル)に対応する財務会計システムが必要不可欠であり、人事給与業務については、本組合の給与規定や昇給規定等を反映し、正しく給与等の計算や支払を行うほか、日々の出退勤管理や休暇管理等を正確かつ円滑に行うために人事給与システムが必要不可欠である。

現在利用している本組合の財務会計システム及び人事給与システムは、日本電気株式会社により平成25年9月から平成26年9月にかけて構築され、同事業者が平成27年4月1日以降これまで同システムのサービス提供を行ってきた。

また、財務会計システム及び人事給与システムの安定稼働を確保するために、令和元年度には WindowsServer2016 ベースのクラウドシステムへの移行作業を同事業者が行った。

システムの途切れることのない安定稼働と、それに伴う保守業務実施にあたっては、既存システムのハードウェア、ソフトウェア及び情報通信環境等を十分把握した上で行う必要がある。

以上のことから、諸条件を満たし業務を遂行できる業者は財務会計システム及び 人事給与システムを構築した同事業者のみであるため、日本電気株式会社と特名随 意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 総務部 総務課 (電話番号 06-6630-3185)

1 案件名称

令和6年度統一的な基準による地方公会計における財務書類作成等支援業務委託

2 契約の相手方

株式会社ニシオカ

3 随意契約理由

本業務は、地方公会計を安定的に運用していくため、財務書類の作成等において支援を受けることを目的とするものである。

財務書類の作成等については、専門的な知識が必要となるが、本組合には同知識をもった職員がいないため、専門家による支援が不可欠である。

本組合の公会計システムには、株式会社システムディ製「PPP」が導入されており、正確な財務書類の作成に当たっては、会計知識のみならず、本組合の公会計システムを熟知した上での支援が必要となる。また、財務書類作成等の基礎となる資金仕訳では、過年度と考え方が異なることなく、また、それに基づき新規事案にも同様の判断をしなければ、年度間での各金額の整合性が取れない事態となることから、過年度と同一の判断が可能な専門家の支援を要する。

株式会社ニシオカ(西岡会計事務所)は、地方公会計に係る知識はもとより、株式会社システムディが、会計業務知識とシステム面の両面からユーザーをサポートするため特別会員となっている一般社団法人地方公会計研究センターの会員であり、「PPP」の構成及び操作方法について熟知している。

また、過年度において本組合の財務書類作成等にあたり支援を受けてきたことから、今後も同一の判断のもとで本組合の財務書類作成等を支援することができる唯一の事業者である。

以上のことから、地方公会計における財務書類作成等支援業務を委託するにあたり、株式会社ニシオカと特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合総務部経理課(電話番号 06-6630-3346)

1 案件名称

人事給与システム定額減税対応業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社

3 随意契約理由

大阪広域環境施設組合(以下「本組合」という)の人事給与システムは、本組合が特別地方公共団体として事業を実施するにあたり、事業運営にかかる内部系システムの導入を日本電気株式会社が構築し、同社が平成27年4月1日以降これまで同システムのサービス提供を行っている。

令和6年度所得税及び個人住民税について、「令和6年度税制改正の大綱」(令和5年12月22日閣議決定)において税制改正の内容が決定されており、令和6年6月以降の職員給与及び賞与等において所得税及び個人住民税の定額減税を行うこととなった。

本業務は本組合の人事給与システムにおいて、所得税及び個人住民税にかかる定額減税に対応するためにシステムを更新する業務であり、本業務は既存システムと密接不可分の関係にあることから、システムのハードウェア及びソフトウェア、情報通信環境等を十分把握した上で行う必要がある。また、制度対応業務後のシステム安定稼働に対しても一貫して責任を持たせる必要がある。

以上のことから、業務を遂行できる事業者は人事給与システムを構築し、サービス 利用契約を締結している同社のみであるため、日本電気株式会社と特名随意契約を行 う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 総務部総務課 (電話番号 06-6630-3185)

1 案件名称

大阪広域環境施設組合財務会計・人事給与システム更新作業業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社

3 随意契約理由

現在利用している大阪広域環境施設組合の財務会計システム及び人事給与システム(以後、「本システム」という。)は、日本電気株式会社により平成25年9月から平成26年9月にかけて構築され、同社が平成27年4月1日以降これまで本システムのサービス提供を行ってきた。

現行の本システムは令和元年度に WindowsServer2016 ベースのクラウドシステムに再構築したものである。本システムの稼働期間は、令和6年度に5年を超えることとなり、システムの耐用年数を迎えることから、必要最低限のハードウェアを更新し、WindowsServer2022 ベースのクラウドシステムへ移行する作業を行う。また、本システムのより安定した稼働を目的として、稼働ブラウザを Microsoft Internet Explorer から Microsoft Edge に変更し、さらにカスタマイズ機能の追加を行うことで、各担当が改善した本システムを使用できる環境を整備する。

本業務の実施は、既存クラウドシステムと密接不可分の関係にあることからシステムのハードウェア、ソフトウェア及び情報通信環境等を十分把握した上で行う必要がある。また、カスタマイズ機能の活用に対して一貫して責任を持たせる必要がある。

以上のことから、業務を遂行できる業者は既存のクラウドシステムを構築した日本電気株式会社のみであるため、同社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 総務部 総務課 (電話番号 06-6630-3185)